

山梨県公報

第九十二号

令和二年

四月二十七日

月 曜 日

目次

○包括外部監査契約の締結	二〇三
○土地収用事業の認定	二〇三
○建築基準法に基づく道路位置指定	二〇四
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	二〇五
人事委員会	
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	二〇五
○令和二年度山梨県職員採用試験(大学卒業程度)の実施について	二〇五
○令和二年度山梨県警察官採用試験の実施の一部変更	二二三
監査委員	
○監査の結果に基づく措置状況	二二五

告 示

山梨県告示第五十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和二年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 包括外部監査契約の期間の始期 令和二年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所 田中佑幸 山梨県南アルプス市飯野四二八三番地一
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後の一括払い及び必要に応じて行う前金払い

山梨県告示第六十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

令和二年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 起業者の名称 富士川町
- 二 事業の種類 富士川町新庁舎整備事業及びこれに伴う町道拡幅工事
- 三 起業地
 - 1 収用の部分 山梨県南巨摩郡富士川町大字天神中條字甘崎、大字青柳町字古宿及び大字最勝寺字北原地内
 - 2 使用の部分 なし
- 四 事業を認定した理由
 - 1 法第二十条第一号要件
富士川町新庁舎整備事業及びこれに伴う町道拡幅工事(以下「本件事業」という。)は、富士川町(以下「起業者」という。)が、行政サービスの向上、行財政運営の効率化等を図るために新庁舎等を整備する事業である。
本件事業のうち富士川町新庁舎整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三十一条に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。
また、本件事業のうち本件事業に伴う町道拡幅工事は、法第三条第一号に掲げる「道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路」に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
 - 2 法第二十条第二号要件
起業者は、平成二十六年以降、「公共施設再配置計画」、「富士川町新庁舎整備基本構想」(以下「基本構想」という。)及び「富士川町新庁舎整備基本計画」(以下「基本計画」という。)等を策定し、本件事業についてその具体的な方針を定めている。
また、起業者は、本件事業に要する経費について、令和元年度及び令和二年度予算において予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。
したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。
- 3 法第二十条第三号要件
 - (一) 本件事業の施行により得られる公共の利益

起業者は、平成二十二年三月に増穂町と皷沢町が合併して誕生した人口約一万六千人の町であるが、現在も本庁舎（以下「本件施設」という。）を含めた六箇所の庁舎に行政機能が分散する等、行政機能の集約化が図られていない。

また、高度経済成長期に整備した建物等は老朽化が進み、来庁者の安全対策、プライバシーの保護、バリアフリー対応等が不十分な状況である。

このような庁舎の分散化及び老朽化は、住民に対する行政サービスを低下させているだけでなく、各庁舎における固定的経費の重複、維持管理費の増加等、起業者の行財政運営の効率化を妨げる一因にもなっている。

本件事業は、このような状況に対応するために新庁舎等を整備し、分散している庁舎を集約するものであり、これにより起業者は、行政サービスの向上、行財政運営の効率化を図ることが可能となる。

また、本件事業においては、町民の諸活動の場としての交流スペースの設置も計画されており、行政と町民との協働を育む環境の構築も期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益

本件事業の起業地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）により保護のため特別な措置を講ずべき文化財等は見受けられない。

また、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響等について、起業者は、事前説明会を開催するなど地域住民にも配慮し、要望事項にも誠実に対応することとしている。

さらに、本件事業の施行に際しては、町道最勝寺九号線を一部廃止することが不可欠であるが、一部廃止に伴う機能の喪失については、町道最勝寺一号線の幅員を一部拡幅することで回復を図ることとしている。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、利用者の利便性、交通事情等を考慮した安全性、移転計画の合理性、周辺土地に与える影響等社会的技術的及び経済的な要件を考慮して選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適切なものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適

切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

起業者は、基本計画において、事業完了年度を令和六年度としている。また、本件施設は、老朽化が進み、耐震基準を満たしていない状況であることから、利用者の安全を確保することが急務となっている。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、建物部分については、総務省起債対象事業費算定基準等により、また、駐車場等については利用者数等によりそれぞれ必要とされる面積を算出したものであることから、必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 富士川町役場 管財課

山梨県告示第百六十一号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和二年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定の年月日 令和二年四月二十一日

二 指定道路の位置 韮崎市藤井町北下條字殿田千六百九十七番二、千六百九十八番三及び千六百九十九番一

三 指定道路の幅員 六・〇メートル

四 指定道路の延長 五十二・二二メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和二年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和二年四月二十日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人地方における外科医療の研修を支援する会
 - 2 代表者の氏名 市川大輔
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県中央市下河東千百十番地
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、地方の若手外科医の育成に努めることにより、学術的振興を深めるとともに、将来の山梨県内・県外の地方における外科医療のより一層の充実を図り、医療分野における社会全体の公益の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 令和二年四月二十一日から同年五月二十一日まで

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十四号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年四月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 井出 興五右衛門

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「及び第十七条の三第二項」を削る。

第十七条第一項第三号中「であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなる

とき。」を「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十七条の三第二項において「派遣等となつた場合」という。）」に改める。

第十七条の三第二項を次のように改める。

2 月の中途において派遣等となつた場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

（支給単位期間に係る経過措置）

2 令和二年四月一日前に地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項の規定により休職にされ、同法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年山梨県条例第二号）第二条第一項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条の規定により育児休業をし、公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第二条第三項に規定する職員派遣をされ、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をし、地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし、同法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、又は同法第二十九条の規定により停職にされた職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

● 令和二年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について

令和二年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）を次のとおり実施する。

令和二年四月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 井出 興五右衛門

1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
大学卒業程度	行政Ⅰ	57名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	行政Ⅱ	2名程度	
	警察行政	7名程度	県警察の各機関に勤務し、警察行政事務に従事する。
	社会福祉Ⅱ	5名程度	主に福祉施設等で利用者（児童）の生活支援等の業務や、児童相談所等で相談支援等の業務に従事する。
	心理	5名程度	主に児童相談所等で心理判定等の業務に従事する。
	薬剤師	2名程度	主に薬事・毒物及び食品衛生等に関する監視等の業務に従事する。
	化学	2名程度	主に環境、衛生等に関する指導管理、試験研究、検査等の業務に従事する。
	農業	7名程度	主に農業の振興、農業経営の指導援助、農業技術の普及指導・試験研究等の業務に従事する。
	林業	9名程度	主に森林・林業の振興、林業経営・技術の普及指導、県有林の経営管理、造林事業、治山・林道事業、試験研究等の業務に従事する。
	土木	8名程度	主に道路、河川、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	農業土木	6名程度	主に農業農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	建築	3名程度	主に県庁舎、県立学校等の県有施設的设计・工事監理等の業務や、住宅政策・建築指導等の業務に従事する。
	電気	3名程度	主に発電所、県有施設等の電気設備に関する企画、設計、施工管理、保守管理等の業務に従事する。
	畜産	2名程度	主に畜産の振興、畜産経営の指導援助、畜産技術に関する研究等の業務に従事する。
	水産	1名程度	主に水産に関する試験研究・調査、水産技術の普及指導等の業務に従事する。
	保健師	2名程度	主に精神・母子・老人保健、健康づくり、難病・感染症予防対策等の業務に従事する。
	司書	3名程度	県立図書館、県立学校等に勤務し、主に図書資料の収集、整理保存、利用のための相談業務等に従事する。
	文化財主事	1名程度	県庁文化財保護・活用行政担当課及び山梨県埋蔵文化財センター等に勤務し、埋蔵文化財発掘調査、研究、史跡及び考古資料の活用等の業務に従事する。
	建築設備	1名程度	主に県庁舎、県立学校等の県有施設に係る建築設備の設計・工事監理等の業務に従事する。
	研究（森林病虫害）	1名程度	山梨県森林総合研究所等に勤務し、主に森林病虫害に関する研究等の業務に従事する。
研究（電子）	2名程度	山梨県産業技術センター等に勤務し、主に電子に関する研究等の業務に従事する。	
警察鑑定研究（心理）	1名程度	県警察の科学捜査研究所等に勤務し、主に心理に関する鑑定研究等の業務に従事する。	

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者（薬剤師については、昭和60年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者）

イ 平成11年4月2日以降に生まれた者（薬剤師については、平成9年4月2日以降に生まれた者）で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは令和3年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」については、山梨県職員の給与に関する規則（昭和32年山梨県人事委員会規則第7号）別表第四の基準学歴区分の「一 大学卒」に規定する学歴免許等の資格を有する者とする。

ただし、次の試験職種については、それぞれの資格・免許等を必要とする。

試験職種	資格・免許等
社会福祉Ⅱ	社会福祉主事、児童指導員若しくは社会福祉士の資格を有する者又は令和3年3月31日までに資格を有することとなる者（※）
心理	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院において、心理学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）若しくは専攻を卒業若しくは修了した者又は令和3年3月までに卒業若しくは修了見込みの者
薬剤師	薬剤師の免許取得者又は令和3年において最初に実施される薬剤師国家試験により当該免許取得見込みの者
保健師	保健師の免許取得者又は令和3年において最初に実施される保健師国家試験により当該免許取得見込みの者
司書	司書の資格を有する者又は令和3年3月31日までに資格を有することとなる者

※社会福祉主事、児童指導員、社会福祉士の資格は次のとおりとする。

①社会福祉主事・大学等で厚生労働大臣の指定する科目を3科目以上修めて卒業した者
・厚生労働大臣の指定養成機関又は講習会の課程を修了した者

②児童指導員・山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成24年山梨県条例第63号）第59条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

ア 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

イ 社会福祉士の資格を有する者

ウ 精神保健福祉士の資格を有する者

エ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

オ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

カ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

キ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ク 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業し

た者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
 ケ 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めたもの
 コ 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの

③社会福祉士・厚生労働大臣の行う「社会福祉士試験」に合格した者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者（保健師、司書及び文化財主事は除く。）

イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※保健師、司書及び文化財主事のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

3 試験案内及び受付期間・時間

(1) 試験案内開始日

5月13日（水）

(2) 受付期間

ア 持参及び郵送の場合

・5月13日（水）から6月1日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

・郵送の場合は、6月1日（月）までの消印があるものに限り受け付ける。

イ インターネットによる申込の場合

・5月13日（水）から5月22日（金）まで

・5月22日（金）は午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。

(3) 受付時間

・午前8時30分から午後5時15分まで（インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付）

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	6月28日（日） （受付時間）午前8時30分から午前8時50分まで （受付場所）S1号館前	山梨大学甲府キャンパス （甲府市武田四丁目4-37）
第2次試験	第1回	7月12日（日） 山梨県立大学池田キャンパス （甲府市池田一丁目6-1）
	第2回	8月7日（金）～8月13日（木）のうち 指定する1日 山梨県庁防災新館 （甲府市丸の内一丁目6-1）

※試験日及び試験会場は、変更になる場合がある。
 ※変更する場合は、山梨県/職員採用サイトで公表する。

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容
第1次試験	教養試験 (全試験職種) 【試験時間120分】	行政Ⅱ 以外 40点 行政Ⅱ 20点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 出題数50題のうち、知能分野(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)20題を必須解答し、知識分野(社会科学、人文科学、自然科学)30題中20題を選択解答する。
	専門試験 (行政Ⅱ以外) 【試験時間120分】	40点	各試験職種に応じた専門的知識、能力等について、五肢選択式又は記述式による大学卒業程度の筆記試験を行う。(出題分野は別掲のとおり) <ul style="list-style-type: none"> 行政Ⅰ及び警察行政は、五肢選択式により出題数50題のうち40題を選択解答する。 司書は、五肢選択式及び記述式により全問解答する。 文化財主事は、記述式により全問解答する。 建築設備は、申込時に出題分野を選択し、五肢選択式により出題数40題を全問解答する。 その他の試験職種は、五肢選択式により出題数40題を全問解答する。
	自己アピール試験 (行政Ⅱ) 【試験時間90分】	60点	自らの経験等から得た能力・実績についての記述式による試験を行う。
第2次試験	人物試験	140点	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて適性検査を行う。 表現力、積極性、創造性等について個別面接(2回)を行う。
	論文試験 【試験時間90分】	20点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について記述式による試験を行う。
	身体検査	—	※令和2年度は、実施職種なし。
資格調査	—	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査を行う。

※ 第1次試験は活字印刷文(活字の大きさは10ポイント)により出題する。ただし、受験者(視覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。)の事前申出により、別途点字又は拡大文字で印刷された試験問題を使用することができる場合がある。

※ 第1次試験合格者は、教養試験及び専門試験（行政Ⅱの場合は、教養試験及び自己アピール試験）の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順に決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区 分	試験種目	基 準
第1次試験	教養試験	得点が配点の3割未満の場合
	専門試験	得点が配点の3割未満の場合

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験の得点により合格者を決定し、なおも同点の場合は、第1次試験の合計得点により合格者を決定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

ア 第1次試験合格者発表	7月3日（金）
イ 最終合格者発表	8月28日（金）

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、約195,300円（令和2年4月1日現在）である。

採用される職種により、初任給が若干異なることがある。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

(1) 資格・免許を必要とする試験職種にあっては、所定の期日までに資格・免許を取得できない者は、採用候補者名簿から削除する。

また、心理にあっては、受験資格に定める学科等を所定の期日までに卒業又は修了できない者は、採用候補者名簿から削除する。

(2) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに人物試験（集団討論）及び論文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。

(3) 詳細は、「令和2年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）試験案内」による。

(別掲) 専門試験出題分野

行政Ⅰ	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学（経済原論、経済政策、経済史）、財政学、経営学、社会政策、国際関係	
警察行政		
社会福祉Ⅱ	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、発達心理学、社会調査、疫学、保健統計学	
心理	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、調査・研究法、統計学	
薬剤師	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度、実務	
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学	
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般	
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学	
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工	
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壤物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般	
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工	
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学	
畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般	
水産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学	
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論	
司書	生涯学習概論、図書館概論、図書館制度・経営論、図書館情報技術論、図書館サービス概論、情報サービス論、図書館情報資源概論、情報資源組織論、児童サービス論	
文化財主事	考古学、歴史学、民俗学、文化財保護行政論	
建築設備	建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
	機械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
	電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
研究（森林病害虫）	植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、応用微生物学	

研究（電子）	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
警察鑑定研究（心理）	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、調査・研究法、統計学

● 令和二年度山梨県警察官採用試験の実施の一部変更
令和二年三月五日付で公告した令和二年度山梨県警察官採用試験の実施の公告を次のとおり変更する。

令和二年四月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 井出 興五右衛門

4 中春季試験に係る部分及び6(1)中春季試験に係る部分を次のとおり変更する。

4 試験日及び試験会場

区 分		試 験 日	試 験 会 場
春 季 試 験	第1次試験	令和2年6月21日(日) ※ 詳細は、決定次第、山梨県ホームページ等に公表する。	※ 詳細は、決定次第、山梨県ホームページ等に公表する。
	第2次試験	※ 詳細は、決定次第、山梨県ホームページ等に公表する。	
	第3次試験		

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

区分	春季試験
第1次試験合格者発表	※ 詳細は、決定次第、山梨県ホームページ等に公表する。
第2次試験合格者発表	
最終合格者発表	

監査委員

山梨県監査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和二年四月二十七日

山梨県監査委員
 小島 徹
 小泉 久司
 桜本 広樹
 永井 学

1 定例監査（令和元年度上期分）

(1) 監査実施機関、監査実施日及び監査の結果は、令和元年11月26日発行（山梨県公報号外第37号）山梨県監査委員告示第9号のとおり

(2) 監査の結果、指導事項があった機関が講じた措置の内容

監査対象機関	総合政策部 広藤広報課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月31日、8月26日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件（契約1、物品1）</p> <p>1) 単価契約である次の契約書について、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていないかった。</p> <p>①県広報誌ふれあい特集号配布業務契約書</p> <p>②果敢トーク対話内容のテーマ反訳業務契約書</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>単価契約である委託契約書について、単価契約の標準様式ではなく、通常契約の標準様式を基に作成を行ったため、単価契約に対応した違約金条項とすることを失念していた。(今後の対応策等)</p> <p>令和元年度の契約について、単価契約に対応した違約金条項に修正する変更契約を直ちに締結した。</p> <p>今後は、契約事務の担当者が財務規則や関係通知等に定める契約に関する事項について熟知し、各決裁者による契約書の再確認を徹底する。</p> <p>また、今回の指導内容については後任者への引継ぎを確実に行っていくとともに、課内で周知し、再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>契約締結の際に、物品調達管理システムにおける占有物品の受入処理について失念していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに物品調達管理システムにより占有物品受入調書を作成し処理を行うとともに、占有物品一覧表で受入・払出の漏れがないか確認を行った。</p> <p>今後は、事務担当者が財務規則に定める占有物品に関する事項について熟知し、次回のパソコン等の入替えに向けて後任者への引継ぎを確実に行う。また、同様な契約締結があった際にも作成漏れがないよう課内で周知し、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	県民生活部 生涯学習文化課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月5日、8月2日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (物品1)	1) (発生原因の検証結果) 担当職員の認識不足により、期間満了時に行うべき払出調書が作成されていなかった。 (今後の対応策等) 監査終了後、物品管理システム上で占有物品払出調書を作成し、処理を行った。 今後は、担当者の引継書に留意事項として記載し、再発防止を図るとともに、物品管理について課員に財務規則の規定を周知し、適正な事務処理に努める。

監査対象機関	リニア交通局 リニア推進課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月4日、7月12日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (契約1)	1) (発生原因の検証結果) ①契約書の内容確認が不十分であり、契約解除に伴う違約金条項を設けることが適切であった。 ②県及び受託者による契約内容の確認が不十分であった。 (今後の対応策等) ①山梨県財務規則の熟知、各決裁者による確認を徹底し、再発防止に努める。 ②契約書に即した適正な事務の執行を徹底する。また、契約書の条項及び記載内容の確認を徹底する。
(指導事項) 1件 (契約1)	1) 委託契約書について、次のとおり不備があった。 ①やまなしリニアフェース開催業務委託契約書において、契約保証金を免除していたが、契約解除に伴う違約金条項が設けられていなかった。 ②リニア見学センター展示車両内フオトスポット整備業務委託契約書において、受託者のセキエリティ責任者及び業務従事者を書面で報告することと定めているが、書面による報告が行われていなかった。また、条項について、番号が連番となっていないかった。

監査対象機関	総務部 人事課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月10日、8月2日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (給与1)	1) (発生原因の検証結果) 職員の所得税還付金及び追給の本給分(端数分を除く。)が人事給与システム上「現金支給」の登録となっていたことにより、平成30年12月14日に平成30年末調整に伴う所得税還付金が、同月26日に平成30年12月給与改定に伴
(指導事項) 1件 (給与1)	1) 現金支給に係る職員の年末調整還付金と追給分が給与資金前渡口座に滞留し、支給が遅延していた。

監査対象機関	総務部 職員厚生課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月31日、8月21日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (収入1)	1) (発生原因の検証結果) ①歳入について、次のとおり収入未済があった。 ②③に加え、各種給与等の支払日の数日前に設定されている明細ダウンロードするところにおいて必ず明細をダウンロードするときに、現金支給となっている明細が無いかをチェックすることとした。特に毎月の支払いではない期末勤勉手当、追給、所得税還付金の支払日には細心の注意を払うことを引継書に記載し、組織としての再発防止に努めることとした。
(指導事項) 1件 (収入1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ① 歳入について、当該事実が気が付いたのが平成31年1月4日であり、即日引落しの上本人に支給したが、結果的に支給遅延となった。 当該事案は、人事給与システムの登録状況及び給与資金前渡口座の把握、給与明細配付時におけるチェックが不十分であったことから発生したものである。 (今後の対応策等) ① 4月分の給与基本台帳において、給与等の振込方法が現金支給となっている職員がいないか、総務部全職員について確認を行うこととした。 ② 給与資金前渡口座について、毎月の給与、期末勤勉手当、追給及び所得税還付金(以下「各種給与等」という。)の支払日に必ず通帳への記帳及びその確認を行うこととした。

監査対象機関	総務部 職員厚生課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月31日、8月21日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (収入1)	1) (発生原因の検証結果) ① 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ②③に加え、各種給与等の支払日の数日前に設定されている明細ダウンロードするところにおいて必ず明細をダウンロードするときに、現金支給となっている明細が無いかをチェックすることとした。特に毎月の支払いではない期末勤勉手当、追給、所得税還付金の支払日には細心の注意を払うことを引継書に記載し、組織としての再発防止に努めることとした。
(指導事項) 1件 (収入1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ① 歳入について、当該事実が気が付いたのが平成31年1月4日であり、即日引落しの上本人に支給したが、結果的に支給遅延となった。 当該事案は、人事給与システムの登録状況及び給与資金前渡口座の把握、給与明細配付時におけるチェックが不十分であったことから発生したものである。 (今後の対応策等) ① 4月分の給与基本台帳において、給与等の振込方法が現金支給となっている職員がいないか、総務部全職員について確認を行うこととした。 ② 給与資金前渡口座について、毎月の給与、期末勤勉手当、追給及び所得税還付金(以下「各種給与等」という。)の支払日に必ず通帳への記帳及びその確認を行うこととした。

監査対象機関	防災局 防災危機管理課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月6日、7月12日

監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件 (財産2)</p> <p>1) 出捐による権利に係る公有財産台帳において、出捐先の名称(法人格)が変更されていたが、公有財産事務取扱規則第50条第1項に定める移動報告が行われていなかった。</p> <p>2) 行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超える場合は、許可指図書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないものがあつた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 公益法人制度改革に基づき、出捐先の法人が財団法人から公益財団法人に名称変更されていたが、確認が不十分であつた。(今後の対応策等) 指導項目について、「財団法人」から「公益財団法人」への名称変更のための移動報告を行った。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 県防災安全センターの敷地内に設置された電柱に係る行政財産の使用について、平成28年から5カ年間の使用許可を出していたが、許可指図書に記載する事項の確認が不十分であつた。(今後の対応策等) 指導項目について、許可条件の変更通知を行った。</p>

監査対象機関	福祉保健部 健康長寿推進課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月4日、7月19日

監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>①高齢者居室等整備資金償還金 過年度分 先数 13件 12,437,430円</p> <p>②高齢者居室等整備資金利子収入 過年度分 先数 13件 2,175,844円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 当該資金の元金及び利子については、償還期限から長期間経過しており、滞納している借受人は13名。借受人、連帯保証人とも高齢化しており、年金で生計をたてている等、経済的に困窮しているケースが多く、未収金の回収が進んでいない。</p> <p>また、借受人・連帯保証人の死亡や借受人の相続人が相続放棄したケースもあり、相続人の特定に時間を要する等、債権管理が複雑・困難化している。</p> <p>(今後の対応策等) 収入未済の解消に向け、貸付金の徴収事務を委託している山梨県社会福祉協議会と連携して、滞納者及び連帯保証人とのヒアリングや世帯訪問、催告状の送付や電話による償還依頼、また時効を中断するための債務承認書の提出を求める等、今後も引き続き適切な債</p>

監査対象機関	福祉保健部 障害福祉課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月25日、7月19日

監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>①児童措置費負担金 過年度分 先数 1件 18,290円</p> <p>②児童福祉総務費負担金(短期入所食費負担分) 過年度分 先数 3件 26,412円</p> <p>③児童福祉総務費負担金(心身障害者扶養共済掛金) 過年度分 先数 1件 383,500円</p> <p>④在宅重度心身障害者居室整備資金償還金 過年度分 先数 10件 9,738,620円</p> <p>⑤在宅重度心身障害者居室整備資金利子収入 過年度分 先数 10件 1,391,978円</p> <p>⑥重度心身障害者医療費貸付金償還金元金 過年度分 先数 1,130,065円</p> <p>⑦重度心身障害者医療費貸付金償還金延滞金 過年度分 先数 31件 1,444,220円</p> <p>平成30年度分 合計 3,915円</p> <p>平成30年度分 合計 先数 3件 5,288円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) ①当該負担金は、児童福祉法に基づき施設に児童を入所させる措置を行ったことに伴う、保護者からの負担金であるが、保護者の収入の減少などから、負担金の納付が遅延している。</p> <p>②当該負担金は、平成6～14年度の間の、旧制度による施設への短期入所事業に伴う食事代であるが、保護者の収入の減少などから、負担金の納付が遅延している。</p> <p>③当該負担金は、山梨県心身障害者扶養共済の加入者が、掛金として毎月納入するものであるが、加入者の収入が減ったこと等により、掛金が納入されず、滞納となつている。</p> <p>④当該償還金は、山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例に基づき、重度心身障害者の居室等を整備するため貸付をうけた借受人からの償還金(元金)である。借受人の収入の減少や、借受人の死亡等により滞っている状況である。</p> <p>⑤当該利子収入は、山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例に基づき、重度心身障害者の居室等を整備するため貸付をうけた借受人からの償還金(利子収入)である。</p> <p>借受人の収入の減少や、借受人の死亡等により滞っている状況である。</p> <p>⑥当該貸付金は、重度心身障害者医療費助成金受給者へ医療機関等の受診に必要な医療費を事前に貸し付けるものである。</p> <p>実際にかかった医療費が貸付金より少額であった場合には、受給者へ納入通知書を送付して納付を求めているが、一部の受給者は別の用途に使ったなどの理由から、貸付金の償還が遅延している。</p> <p>⑦⑥重度心身障害者医療費貸付金償還金元金に対する延滞金であり、元金の滞納により発生するものである。</p>

債管理を行い、収入未済の早期解消に向けた取り組みを進めていく。

	<p>2) (今後の対応策等)</p> <p>①平成31年4月3日に全額完納済み。 ②住所から住民票、戸籍等の公用請求を行ったところ、3名中2名で該当者なしとの回答であった。転居先が不明の2名については、現地確認をしたところ、当時の住所地に居住が確認できなかった。そのため、これ以上の督促を行うことができず、徴収停止や債権放棄も視野に入れた対応を検討していく。残りの1名については、旧住所と同じ番地に本籍があり転居先を辿跡可能であるため、文書等により引き続き納付を求めていく。</p> <p>令和元年11月末現在の未収金状況 過年度 先数 3件 26,412円</p> <p>③滞納している加入者や家族に対して、文書や電話により督促を行うことや、保険対象障害者の死亡によって加入者に支給される弔慰金を当該未納額と相殺することなどにより、今後も未収金の回収に努めていく。</p> <p>令和元年11月末現在の未収金状況 過年度 先数 1件 383,500円</p> <p>④事務の委託をしている山梨県社会福祉協議会とともに、借受人や連帯保証人等に対し、ヒアリングを行い、償還を求めていく。</p> <p>令和元年11月末現在の未収金状況 過年度分 先数 10件 9,583,630円</p> <p>⑤事務の委託をしている山梨県社会福祉協議会とともに、借受人や連帯保証人等に対し、ヒアリングを行い、償還を求めていく。</p> <p>令和元年11月末現在の未収金状況 過年度分 先数 10件 1,386,218円</p> <p>⑥滞納者に対し、電話で督促を行うとともに、市町村から支給される医療費助成金を償還に充てることにより、未収金の回収を行っていく。</p> <p>令和元年11月末現在の未収金状況 過年度分 840,781円 平成30年度分 93,953円 合計 先数 21件 934,734円</p> <p>⑦滞納者に対し、電話で督促を行うとともに、市町村から支給される医療費助成金を償還に充てることにより、未収金の回収を行っていく。</p> <p>令和元年11月末現在の未収金状況 過年度分 1,373円 平成30年度分 3,915円 合計 先数 3件 5,288円</p>
--	--

監査対象機関	福祉保健部 医療課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月28日、7月19日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①看護職員修学資金貸付金償還金 過年度分 3,460,900円 平成30年度分 657,950円 合計 先数 16件 4,118,850円</p> <p>②医師修学資金貸付金償還金 過年度分 先数 1件 1,570,000円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①看護職員修学資金貸付金償還金 収入未済のうち大半を過年度分が占めており、生活困窮者等の長期滞納者の返還が円滑に進んでいないことが原因である。</p> <p>②医師修学資金貸付金償還金 当該未収金の債務者は、平成27年度中に多重債務により、破産手続を開始し、同年12月に破産免責許可決定がなされた。</p> <p>さらに、連帯保証人である兄と父についても、自己破産手続により免責許可が決定されている。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>①看護職員修学資金貸付金償還金 次の措置を継続実施した結果、315,200円を削減した。(令和元年12月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話や文書による催告 ・随戸訪問による納入指導 ・債務者の生活状況等に応じた納入指導(分割納付) ・連帯保証人からの回収 <p>また、返還方法が窓口納付に限られ、日中なかなか金融機関に出向けないなどの理由によって滞納となる事例も多数見受けられたため、平成25年12月から導入した口座振替(引き落とし)による返還を本年度も推進し、引き続き納付環境の充実を図った。今後も引き続き、債権管理の適正化を図り、収入未済解消に向けた取り組みを粘り強く行っていく。</p> <p>②医師修学資金貸付金償還金 債務者及び保証人について破産手続が完了したため、消滅時効の期間が到来するまで、適正に債権を管理していく。</p>
監査対象機関	子育て支援局 子ども福祉課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年8月8日、8月23日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件 (収入1、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p>	<p>1) (今後の対応策等) 現在収入未済金の回収のため、次の措置を</p>

<p>【一般会計】</p> <p>①児童福祉施設入所児童保護者負担金 過年度分 18,029,357円 平成30年度分 5,704,167円 合計 先数151件 23,733,524円</p> <p>②雑入（児童扶養手当の過払金等の返納金） 過年度分 4,117,150円 平成30年度分 195,330円 合計 先数19件 4,312,480円</p> <p>③母子福祉費負担金（ひとり親家庭等日常生活支援事業） 平成30年度分 先数1件 770円 【母子父子寡婦福祉資金特別会計】 ①母子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 2,128,344円 平成30年度分 16,833円 合計 先数6件 2,145,177円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数1件 53,276円</p> <p>③母子福祉資金貸付金償還金（違約金） 過年度分 先数4件 197,568円</p>	<p>継続実施している。</p> <p>①電話による納入指導 ②文書による納入指導 ③訪問による納入指導 ④債務承認書の徴収または一部債務の納付による消滅時効の中断措置 ⑤個々の状況に応じた納付方法（分割納付）の採用等 ⑥滞納処分のための財産調査（児童福祉施設入所児童保護者負担金に限る） ⑦各保健福祉事務所を対象とした債権管理担当者研修会の開催（母子父子寡婦福祉資金に限る） 今後、収入未済の回収に努めるとともに、債権管理の適正化を図っていく。</p> <p>令和元年度取納額（令和元年11月末現在） ①児童福祉施設入所児童保護者負担金 過年度分 797,314円 平成30年度分 160,930円 合計 先数40件 958,244円</p> <p>②雑入（児童扶養手当の過払金等の返納金） 過年度分 342,430円 平成30年度分 70,000円 合計 先数11件 412,430円</p> <p>③母子福祉費負担金（ひとり親家庭等日常生活支援事業） 平成30年度分 先数1件 770円 【母子父子寡婦福祉資金特別会計】 ①母子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 2,079,141円 平成30年度分 0円 合計 先数5件 2,079,141円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数1件 41,639円</p> <p>③母子福祉資金貸付金償還金（違約金） 過年度分 先数4件 197,568円</p> <p>2）（発生原因の検証結果） 一般的な委託契約と単価契約で違約金条項の内容が異なることの認識がなかったため。（今後の対応策） 今年度の契約では単価契約の考え方をもちに違約金条項を見直した。契約の性質に応じて契約書が作成されるよう職員に周知徹底を図り、再発防止に努める。</p>
<p>2）単価契約であるデータエントリー業務委託契約書において、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていた。</p>	

<p>監査対象機関 森林環境部 森林環境総務課</p> <p>監査対象期間 平成30年度</p> <p>監査実施日 令和元年6月18日、7月18日</p>	<p>監査の結果</p> <p>謹じた措置</p>
<p>【指導事項】 2件（給与2）</p> <p>1）平成31年3月分の週休日の振替の届出及び承認が4月に行われているものについて、当該週休日の勤務に係る時間外勤務手当（25/100）が支給されていた。</p> <p>2）バス利用者における通勤手当の認定において、定期券等が発行されている場合は、経済的かつ合理的なものを運賃等の額の算出の基礎とすべきところ、最も経済的なゾールド定期券により通勤しているにもかかわらず、それによる認定が行われていた。</p> <p>また、通勤届の「乗車券等の種類」などが記載されていないまま、通勤手当額が決定されていた。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果） 当該時間外手当は、遅やかに支給すべきであったが、課内の連絡調整不足により未処理となっていた。 （今後の対応策等） 今後、週休日・休日勤務の該当があつた場合は、命じられた本人が入力する整理表を新たに作成し、振替日・代休日の取得および時間外手当支給に関する状況把握を的確に行い、再発防止を徹底することとする。</p> <p>2）（発生原因の検証結果） ゾールド定期について認識が不足していたため、通常のバス利用通勤者の認定方法により、認定をしていた。 （今後の対応策等） 今後、バス通勤の認定にあつては、障害者及び60歳以上の者の場合は、通常の認定方法に加え、ゾールド定期券との比較が必要であることを、総務担当者のマニュアルに追記し、担当内に周知徹底を図り、相互チェックを行うこととする。 通勤届の記載については、提出する職員に必要な箇所を漏れ無く記載するよう指導するとともに、総務担当においても決定事項等の記載の徹底を図る。</p>
<p>監査対象機関 森林環境部 大気水質保全課</p> <p>監査対象期間 平成30年度</p> <p>監査実施日 令和元年6月20日、7月18日</p>	<p>監査の結果</p> <p>謹じた措置</p>
<p>【指導事項】 2件（収入1、支出1）</p> <p>1）歳入について、次のとおり収入未済があつた。 大気常時監視自動計測機器の製造販売業者による強占禁止法違反事件に係る損害賠償金 過年度分 先数1件 150,000円</p>	<p>1）（発生原因の検証結果） 平成25年11月25日に大気自動計測器の製造販売業者3社と、契約金額に応じた額を弁済する内容の和解が成立（弁済の状況） ・2社は、一括弁済完了。 ・1社は7年（年1回）の分割弁済となつており、平成25年～30年分は弁済完了、令和元年度分については令和元年12月18日に納付され、全ての弁済が完了した。（今後の対応策等）</p>

<p>2) 自動口座振替による電気料3月分の支払において、資金前渡額と口座振替額の差が生じ、れい入を行っているが、手書きの前渡資金出納書・精算書が作成されていなかった。</p>	<p>令和元年度分について、弁済が確実に進むよう監視していく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 支出命令の時点では精算不要であったが、想定どおり支出されず、精算が必要となった。会計システム上の前渡資金出納書・精算書の作成ができなかったことから、前渡資金出納書・精算書の作成は不要と誤解し、れい入した。</p> <p>(今後の対応策等) 会計システム上の前渡資金出納書・精算書の作成ができない場合でも、手書きの前渡資金出納書・精算書の作成が必要であることについて、職員に周知徹底を図り、適正な事務処理の実施に努める。</p>
--	---

<p>監査対象機関 監査対象期間 監査実施日</p>	<p>森林環境部 環境整備課 平成30年度 令和元年6月18日、7月18日</p>
<p>監査の結果</p>	<p>謹じた措置</p>
<p>(指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用 過年度分 先数 3件 198,721,373円 ②廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用に係る延滞金 過年度分 先数 10件 1,800,500円</p>	<p>1) (今後の対応策等) ①廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用 過年度分のうち「日向処分場事件」については、債務者は1法人1個人である。うち法人は事業を行っておらず、休眠状態で資産も無い。個人は、住民票上の住所は判明したものの実態としては依然行方不明の状態である。</p> <p>昨年度は、法人の債務者の最終差押日から5年が経過したため、法人の消滅時効が完成した。個人の債務者については、住所他周辺の金融機関に対する財産調査を実施したが預貯金の発見はなかった。また、債務者の親族に、本人の所在に関する情報提供を依頼した。</p> <p>今後も、債務者の所在確認、財産調査等を行い債権回収に努める。</p> <p>過年度分のうち「大月市内不法投棄事件」については、債務者は1個人であり、現在、行方不明であるため所在確認中である。</p> <p>昨年度は、住民票、戸籍の取得による現状調査を行ったところ、住民票が職権削除されていることが判明した。大月市にある居宅を定期的に訪問しているが、居住の実態はない。また、債務者の親族に、本人の所在に関する情報提供を依頼した。</p>

<p>監査対象機関 監査対象期間 監査実施日</p>	<p>森林環境部 みどり自然課 平成30年度 令和元年6月20日、7月18日</p>
<p>監査の結果</p>	<p>謹じた措置</p>
<p>(指導事項) 1件 (物品1) 1) 山梨県鳥獣保護区等位置図の作成において、請書及び仕様書に納入場所として5箇所が指定されているが、すべての納品がみどり自然課に一括納入されており、契約で定めた履行条件が実施されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 鳥獣保護区位置図は、10月1日から始まる狩猟者登録時に登録者に対して配布するものである。</p> <p>平成30年度については、例年よりも発注時期が遅れたため、ゆとりを持った納期設定を行うことができなかった。</p> <p>受託業者(東京都千代田区)は、納期限である9月28日(金)に全ての鳥獣保護区位置図を郵送により納品したが、その際、当該及び4カ所の出先機関に納品すべきところ、誤って全てを当課に納品してしまった。</p> <p>返送し4カ所の出先機関への再納品を指示した。10月1日(月)から始まる狩猟者登録業務に間に合わないかと判断し、当課において本来の納品場所である4箇所の出先機関に配布した。</p> <p>(今後の対応策等) 今回のような誤納品が行われた場合、受託業者に再納品を指示できるよう納期にゆとりをもった発注を行う。</p>

<p>監査対象機関 監査対象期間 監査実施日</p>	<p>森林環境部 森林整備課 平成30年度 令和元年6月21日、7月18日</p>
<p>監査の結果</p>	<p>謹じた措置</p>
<p>(指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 雑入(土砂の不法投棄に係る不当利得の</p>	<p>1) (今後の対応策等) 当該案件には、当該が所管する私法上の債権のほか、治水課が所管する河川法に基づく公</p>

<p>監査対象機関 監査対象期間 監査実施日</p>	<p>森林環境部 森林整備課 平成30年度 令和元年6月21日、7月18日</p>
<p>監査の結果</p>	<p>謹じた措置</p>
<p>(指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 雑入(土砂の不法投棄に係る不当利得の</p>	<p>1) (今後の対応策等) 当該案件には、当該が所管する私法上の債権のほか、治水課が所管する河川法に基づく公</p>

返還請求) 過年度分 先数 1件 33,286,050円	法上の債権と私法上の債権があり、連携して対応している。 債務者は土地資産を有しているが、これを換価するためには、相続財産管理人が選任される必要があることから、選任申立の有無について裁判所に定期的に確認を行っている。選任された場合は、当該相続財産管理人あてに請求の申出をすることとしている。 今後も治水課と連携し、債権の回収に努めていく。
---------------------------------	--

監査対象機関 平成30年度 令和元年6月20日、7月18日	森林環境部 林業振興課	監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (収入1)			
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。			
【一般会計】			
① 林業構造改善事業費補助金返還金 過年度分 先数 1件 14,807,804円			
② 林業構造改善事業費補助金返還金近納利息 過年度分 先数 1件 150,852円			
【林業・木材産業改善資金特別会計】			
① 林業・木材産業改善資金貸付金償還金 過年度分 先数 3件 22,219,000円			
② 林業・木材産業改善資金貸付金償還金連約金 過年度分 725,582円 平成30年度分 664,285円 合計 先数 3件 1,389,867円			
1) (発生原因の検証結果)			
【一般会計】 債務者の事業廃止による返済の停滞による。			
【特別会計】 債務者の業績不振や事業廃止による返済の停滞による。 (今後の対応策等) 【一般会計】 債務者が平成28年7月に破産したことから、以降は保証人に対して電話又は面談による催告と財産状況の把握を行った。 今後も引き続き債権回収に努めていく。			
【特別会計】 債務者3名に対して電話又は面談により催告を行った結果、債務者2名から一部返済があり、過年度分160,000円が償還された。 今後も引き続き債権回収に努めていく。			

監査対象機関 平成30年度 令和元年6月21日、7月18日	森林環境部 県有林課	監査の結果	講じた措置
(指導事項) 2件 (収入1、財産1)			
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 「清里の森」別荘地の建物収去・土地明け渡し請求訴訟に係る建物強制収去経費 過年度分 先数 2件 7,743,225円			
2) 恩賜県有財産使用料の算定について、恩賜県有財産管理条例第20条の2の規定に			
1) (今後の対応策等) 当該案件には、当該が所管する私法上の債権のほか、治水課が所管する河川法に基づく公法上の債権と私法上の債権があり、連携して対応している。 債務者は土地資産を有しているが、これを換価するためには、相続財産管理人が選任さ			

より、使用料の免除要件に該当する事案が複数あったが、同一条件にもかかわらず、免除されていないものがあった。

れる必要があることから、選任申立の有無について裁判所に定期的に確認を行っている。選任された場合は、当該相続財産管理人あてに請求の申出をすることとしている。
今後も治水課と連携し、債権の回収に努めていく。

監査対象機関 平成30年度 令和元年5月13～15日、6月27日	森林環境部 中北林務環境事務所	監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (収入1)			
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。			
【一般会計】			
① 工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 1件 14,317円			
【恩賜県有財産特別会計】			
① 土地貸付料 過年度分 25,169,207円 平成30年度分 7,609,808円 合計 先数 28件 32,779,015円			
② 連約金及び延滞利息 過年度分 2,075,784円 平成30年度分 23,508円 合計 先数 18件 2,099,292円			
③ 雑入(和解に基づく滞納貸付料の納入に係る利息、清里の森別荘地の未払賃料、損害金及び延滞連約金の支払請求訴訟に係る損害金) 過年度分 先数 2件 3,339,368円			
1) (今後の対応策等)			
【一般会計】 工事契約解除に伴う前金返還利息過年度分先数1件14,317円については、令和元年7月10日に入金されていることが確認できたため、対応は完了した。 【恩賜県有財産特別会計】 「清里の森」別荘地に係る収入未済額については、「清里の森」別荘地貸付料納入促進事務取扱要領等に基づき、厳正に催促を行っており、引き続き回収に向け努力していく。 県有地の貸付については、引き続き声かけ及び督促を行い、早期収納に努めるとともに、督促の手段や債権の取扱いについて関係課と協議を進めていく。			

監査対象機関 平成30年度 令和元年5月7日～8日、6月7日	森林環境部 岐阜林務環境事務所	監査の結果	講じた措置
(指導事項) 2件 (収入1、物品1)			
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 公正入札連約金 過年度分 72,366,210円 平成30年度分 153,647,550円 合計 先数 5件 226,013,760円			
1) (発生原因の検証結果) 過年度分の法人Aは事実上倒産し、金融機関の抵当権実行による土地建物の競売が完了した状態であるが、法人の清算手続きを行っていない。 過年度分の法人Bについては、既に建設業を廃業して会社が存在しない状況である。平成30年度に新たに未収金が発生したのは、3社(法人C、D、E)であり、法人C			

2) 郵便切手の管理・保管において、2円切手及び事務所宛の年賀はがきで当選したお年玉切手シートが、帳簿で管理されていない状態で金庫に保管されていた。また、その中から使用されているものがあつた。	<p>には、12月に督促状を送付し、法人D、Eについては、3月に督促状を送付した。 (今後の対応策等)</p> <p>今後も法人の状態を逐次確認しつつ、同様の債権を持つ関係部署と連携して未収金の回収手法を検討しながら催告等を継続する。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>当時、お年玉切手シートを切手保管用金庫に入れる際、庶務担当に報告をせず、また担当内においてもその存在を認識しつつも確認作業を行わなかったため、受払簿に記載されない状態となつていったもの。2円切手については、いつどのような理由で入つたものか不明のまま放置していったもの。</p> <p>その一部の切手の使途は、事務所付の外部団体の車両保険の申込資料の返信用であつた。 (今後の対応策等)</p> <p>監査結果通知のあつた日付(11月22日付)で受払簿の受入欄に登録し、現物と相違ないことを確認した。</p>
--	--

監査対象機関	森林環境部 峡南林務環境事務所
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月8日～10日、6月6日
	監査の結果
(指導事項) 1件(収入1)	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>当該工事の契約解除に伴い、保証会社である東日本建設業保証(株)から違約金及び前払金に係る保証について支払いを受けたが、保証対象外である請負契約増額分に係る違約金及び前払金返納に係る余剰利息については、債務者に請求を行った。その後、債務者の破産決定が通知され、回収不能となつた。 (今後の対応策等)</p> <p>平成31年4月の債権者集会において財団債権の扱分弁済が確定し、当該債務者の破産手続きの廃止(異時廃止)が確定となつたため、今後は関係各課と協議を行い、不納欠損処理を進める予定である。</p>
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 工事契約解除に伴う違約金及び前払金返還利息 平成30年度分 先数1件 157,988円	

監査対象機関	森林環境部 富士・真部林務環境事務所
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	平成30年5月8日～9日、7月8日
	監査の結果
(指導事項) 2件(収入2)	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>委託業者が銀行の不渡りを2回出し、事実上の倒産をした。債務者(代表取締役)は不渡りをした直後から行方が分からなくなり、期限内に違約金の入金が行われなかった。 (今後の対応策等)</p> <p>平成28年10月に債務者(代表取締役)の住所地在り、令和元年6月5日に現地調査を実施したところ、債務者と面会ができ、口頭にて支払いの意思を確認した。現在、書面による債務承認書の提出を求めているところである。</p> <p>今後も、定期的に住民票を確認し住所地の把握に努めるとともに、現地調査を行い違約金の支払いを求めていく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>工事契約解除に伴い違約金を請求したが、工事請負業者から期限内に支払うことができない旨の相談があつたことから、同社の別の工事の請負代金の支払分から未納の違約金及び延滞金へ充当するため、振替を行うこととした。振替の処理において、財務会計システムで振替命令書を作成した際、入力の際に気がつかず、測定額が二重になつた。 (今後の対応策等)</p> <p>直ちに財務会計システムにおいて、測定額と収入済額を一致させる処理を行った。 今後は、入力ミスのないよう適切な事務に努めるとともに、所属内での確実なチェックを行う。</p>
2) 歳入について、振替命令書を作成した際に入力誤りがあり測定が二重になつていたため、財務会計システムのデータ上未収金が生じていた。 測定額 4,540,024円 収入済額 2,270,944円 未収金 2,269,080円	

監査対象機関	エネルギー局 エネルギー政策課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月6日、8月2日
	監査の結果
(指導事項) 1件(給与1)	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>認定時に関係職員が扶養手当制度について認識不足であつた。また、その後(給付職員が異動後)も内容のチェックが甘かつた。 (今後の対応策等)</p> <p>直ちに人事課にも確認をとりながら扶養親</p>
1) 育児休業中の配偶者に係る扶養親族の認定(前機関)について、育児休業開始から向こう1年間の所得見込みが所得限度額以上であつた場合、育児休業に係る子が1歳に達し育児休業手当金の支給が終了した日の翌日から向こう1年間の所得が所得限度	

額に達しないと見込まれる場合に扶養親族として認定すべきところ、1歳に達する前の育児休業手当金支給中に認定が行われていた。	族居の再提出、再認定を行い、過支給分については戻入させた。 当該制度の留意事項などについて、周知徹底を図るとともに、認定時だけでなく、職員の見直し時、年1回の諸手当の確認時に認定内容まで確認するなど、チェック体制を強化し再発防止に努める。
--	--

監査対象機関	産業労働部 産業政策課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月12日、8月8日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 2件（給与1、財産1）
1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。

1) (発生原因の検証結果)
振替勤務に係る時間外手当については、当該（幹事課）において、部内各課の振替勤務実績を勤務状況システムで確認できないため、同一週外の振替勤務をした場合には、勤務状況システムにより作成される「振替代休個人集計」を各課に提出してもらい、支給の可否を確認の上支給していた。
本件の発生は、①支給対象となる振替命令を行ったにもかかわらず、当該への「振替代休個人集計」の提出漏れがあったこと、②一部課の担当者において制度を十分理解していなかったことが原因である。
(今後の対応策等)
部内各課の総括課長補佐及び担当者に對して、制度の内容について改めて説明するとともに、同一週外、同一週内を問わず振替勤務をした場合は、「振替代休個人集計」の提出をすよう徹底し、原課と当該の二重チェックにより手当支給の要否を確認することとした。
なお、未支給分については、該当職員に對してすでに支給済みである。

2) 行政財産の目的外使用許可において、許可期間が1年を超えている場合には、許可指図書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないものがあった。

2) (発生原因の検証結果)
「行政財産使用料等の算定について(通達)」により、使用料改定の規定を追加することとされていたが、目的外使用許可の更新にあたり、交付した指図書について、使用料改定の規定の有無の確認が不十分であった。
(今後の対応策等)
7月10日付けで使用料改定の規定を追加した変更指図書を交付済みである。
今後は、指図書の各条件を充分確認し再発防止に努める。

監査対象機関	産業労働部 商業振興金融課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月19日、8月8日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 1件（収入1）
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

- ①中小企業高度化資金貸付金償還金
過年度分 先数 1件 85,142,670円
- ②小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金
過年度分 先数 3件 12,166,000円

1) (今後の対応策等)
①中小企業高度化資金貸付金償還金について収入未済となっている貸付先については、主債務者及び全連帯保証人（1組合、2個人）の破産手続が終結済みであるため、県が回収のために取り得る手段が無い状況である。今後、出納局会計課が定めた「税外収入未収金に係る権利放棄の判断基準」を踏まえたところで、議会に対して権利放棄を提案する予定である。
②小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金について債権管理回収業務の委託業者と連携を図りながら、主債務者との交渉を行った結果、平成31年4月1日から令和元年12月1日までで3件から480,000円の償還を受けた。収入未済の残額については、引き続き回収に向けた努力を続ける。
令和元年12月1日時点 3件
残高 11,686,000円

監査対象機関	産業労働部 新事業・経営革新支援課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月10日、8月8日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 1件（収入1）
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
創造技術研究開発費補助金の交付決定一部取消処分に伴う補助金返還金
過年度分 先数 1件 1,550,000円

1) (発生原因の検証結果)
事業者の業績が芳しくなく、一括返還が出来なかったため、分割による返還を受けることとなった。
(今後の対応策等)
事業者の業績が劇的に好転することは考えにくいいため、これまでと同様に電話や訪問により良好な関係を保ちながら、定期的に支払いの催促を継続する。
金融機関などからの新規借入れの際や、業況の回復により資金繰りが改善したと判断される場合には、一括返還を求めていく。

監査対象機関	産業労働部 労務雇用課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月7日、8月8日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 1件 (収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 緊急雇用創出事業に係る不当事項により県が被った損害の賠償金
 過年度分 先数 1件 17,228,546円

1) (今後の対応策等)
 既に法令等の規定に基づき、催促状の送達や債権者への訪問催促を行ったが、納付されなかったため、訴訟を行い、勝訴した。引き続き債権者の状況確認及び債権回収に努める。

- H29. 8. 25 甲府地方裁判所に提訴
- H29. 10. 31 判決確定
- H29. 11. 18 判決確定
- H29. 12. 5 会社所在地への納付書入りの催告書を送付。
- H30. 1. 26 東京地方裁判所立川支部に債権差押命令申立書を提出。
- H30. 1. 29 差押命令が出されるが、債権の存在は確認できなかった。
- H30. 5. 21 会社所在地へ納付書を再送付。
- H30. 12. 3 商業登記簿により債権者の状況確認 (変更なし)
- H31. 4. 15 商業登記簿により債権者の状況確認 (変更なし)
- R1. 5. 8 会社所在地へ納付書を再送付。

監査対象機関	観光部 観光プロモーション課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月13日、7月10日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 1件 (契約1)
 1) 業務委託契約書に次のとおり不備があった。
 ① 契約保証金を免除しているが、契約解除に伴う違約金条項が設けられていなかった。(やまなし大使名刺印刷に関する業務)
 ② 契約書に「個人情報取扱特記事項」が添付されていなかった。(同上)
 ③ 委託業務内容を記載した仕様書が添付されていなかった。(富士の国やまなし観光P.R強化事業)

1) (発生原因の検証結果)
 契約に係る必要条項の記載や添付を要する書類についての把握及びチェックが不十分であった。
 (今後の対応策等)
 今年度における契約においては契約書類の記載事項等を見直した。
 また今後、契約に際しては、必要条項の記載、必要書類を添付するなど、契約時の必要事項チェックを徹底し、再発防止に努める。

監査対象機関	観光部 観光資源課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月4日、7月10日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 1件 (財産1)
 1) 富士山五合目休憩舎の取壊し及び借受土地の返還に係る公有財産移動報告は行われていたが、当該土地に残る水路及び舗装の所管換えに係る公有財産事務取扱規則第50条第1項による公有財産移動報告が行われていなかった。

1) (発生原因の検証結果)
 当該借受土地については、富士山五合目休憩舎を解体し返還に係る公有財産移動報告を行ったところであるが、水路及び舗装については、その時点ではまだこの所管になるのか決まっていなかったため、所管換えの手続きを行っていなかった。
 (今後の対応策等)
 現在、水路等の所管について協議をしているところであるため、所管先が決まった段階で、早急に手続きを行うこととする。
 今後は、課内で公有財産の移動の有無を毎月末に確認し、移動が確認された場合は、速やかに移動報告を出すよう取り組んでいく。

監査対象機関	農政部 農村振興課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月26日、9月6日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 1件 (収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 雑入 (緊急雇用創出事業に係る委託料返還金)
 過年度分 先数 1件 19,253,750円

1) (今後の対応策等)
 債務者の申請に基づき、平成28年3月31日付けで、地方自治法施行令第171条の6を根拠に分割納付による履行延期を承認しており、現在、同申請と同時に提出された支払計画書に基づき返還が行われている。
 令和元年11月末現在で40,726,250円が返還され、未収金額は9,983,750円と減少しており、引き続き、支払計画書に依り返還が行われるよう管理していく。

監査対象機関	農政部 農業技術課 (担い手・農地対策室)
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月23日、9月6日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 1件 (収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 ① 農業改良資金貸付金償還金
 過年度分 先数 12件 117,157,635円
 ② 農業改良資金貸付金違約金
 過年度分 先数 15件 21,335,157円

1) (今後の対応策等)
 収入未済の回収については、山梨県債権回収及び処理マニュアル、山梨県農業改良資金債権管理要領に基づき、長期延滞債務者の農業改良資金以外の債務の把握や生活状況等の調査をするために電話や訪問面談を実施して

監査対象機関	農政部 耕地面	<p>いる。その中で、長期延滞債務者ごとに返済方法や返済時期についての話し合いを行っており、今後も引き続き早期返済を促していくとともに、返済困難な案件については、県の顧問弁護士と相談のうえ、法的処置について実行に移すなどにより解決を図っていく。</p> <p>令和元年11月30日現在、農業改良資金貸付金については、償還金延滞者9名から1,451,800円を回収し、収入未済額は、先数12件で、115,705,835円であり、農業改良資金貸付金違約金については、違約金延滞者5名から65,200円を回収し、1名が完済となったため、収入未済額は、先数14件で、21,269,957円となっている。</p>
監査対象期間	平成30年度	
監査実施日	令和元年7月1日、9月6日	

監査対象機関	農政部 中北農務事務所	<p>1) (発生原因の検証結果) 本システム関連機器等の借り入れ契約は5年ごとに更新契約しており、平成30年10月1日に契約した。</p> <p>この契約に基づき、請負業者から機器等を借り受けしたが、占有物品受入調書の作成に関し職員間の引継ぎが不十分であったことから作成漏れが生じた。</p> <p>(今後の対応策等) 直ちに財務規則第168条で定める「占有物品受入調書」を作成した。</p> <p>今後は、事務処理事項をまとめたものを作成し、職員間の引継ぎを徹底することで、再発防止に努める。</p>
監査対象期間	平成30年度	
監査実施日	平成31年4月18日～19日、令和元年6月11日	

監査対象機関	農政部 中北農務事務所	<p>1) (発生原因の検証結果) 相続を要因とするもの(相続人が多数、一部の相続人が行方不明、相続間で権利割合での不調和等)や公園の未確定を要因とするもの(国土調査後の要地図訂正、境界立会者の非協力等)を主な理由として、過年度の未登記が発生している。</p>
監査対象期間	平成30年度	
監査実施日	平成31年4月18日～19日、令和元年6月11日	

監査対象機関	農政部 峡東農務事務所	<p>(今後の対応策等) 新たな未登記が発生しないように、計画の段階から権利関係者への働きかけや情報収集を積極的にを行い、障害の発生を未然に防ぎ、現年度の登記を確実に実施する。</p> <p>未登記台帳筆数110筆について、権利者の再調査及び登記必要書類を整理・分類している。</p> <p>過年度未登記の解消については、「過年度未登記処理方針」に基づき、各市町と連携しながら引き続き取り組んでいく。</p> <p>また、土地改良財産は事業完了後に市町村へ譲与することが原則となっていることから、該当市町に対して、未登記を含む土地改良財産を譲与していく。</p> <p>令和元年12月1日現在の未登記の状況は、登記対象外筆数は、6筆(過年度未登記処理方針により除外)であり、未登記台帳対象筆数は110筆となっている。</p>
監査対象期間	平成30年度	
監査実施日	平成31年4月23日～25日、令和元年6月7日	

監査対象機関	農政部 中北農務事務所	<p>1) (発生原因の検証結果) 殆どの債務者は、事業の廃止や規模の縮小、破産手続きの開始により支払い能力がなく、一部の会社は甲府簡易裁判所に破産調停を行っていることによる。</p> <p>(今後の対応策等) 全額を回収することは困難であるが、引き続き粘り強く督促等を継続する。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 令和元年、過年度分192筆のうち6筆を、平成30年度分93筆のうち86筆を令和元年12月上旬までに解消した。</p> <p>(今後の対応策等) 「過年度未登記処理方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組む。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 土地改良財産使用許可処理要領第11条に関する担当者の認識不足から、申請者への指導を怠っていた。</p> <p>(今後の対応策等) 許可期限満了の2ヶ月前までに申請者と対応を協議し、遅滞なく処理する。</p>
監査対象期間	平成30年度	
監査実施日	平成31年4月23日～25日、令和元年6月7日	

監査対象機関	農政部 峡南農務事務所	
監査対象期間	平成30年度	
監査実施日	令和元年5月28日～29日、7月3日	
	監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (財産1)		
1) 取得用地に未登記のものがあつた。		1) (今後の対応策等) 平成30年度分のうち91筆及び過年度分のうち24筆の計115筆については処理済である。 平成30年度分のうち残る2筆については、相違が発生し登記承諾書等の受領や不動産調査報告書の修正が必要となっており、引き続き関係機関の協力を得ながら、解消に向けて就意調整しているが、令和元年度中には未登記が解消される見込みである。 また、過年度分については、未登記原因の調査を行うとともに原因に応じた対策を講じ、その解消に努めている。 今後も「過年度未登記処理方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組みたい。
過年度分 168筆 平成30年度分 93筆 合計 261筆		未登記筆数 2筆 平成30年度分 144筆 過年度分

監査対象機関	農政部 富士・東部農務事務所	
監査対象期間	平成30年度	
監査実施日	平成31年4月24日～26日、令和元年6月4日	
	監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (財産1)		
1) 取得用地に未登記のものがあつた。		1) (発生原因の検証結果) 相続人の間のトラブルに伴う相続未了や隣接土地所有者から境界の同意が得られないことによる境界未確定が主な原因である。(今後の対応策等) 今後も継続的な調査等を実施し、引き続き未登記土地の解消を図っていく。 新規未登記土地の発生を防ぐため、隣害のある案件については、用地交渉の初期段階から権利関係者への働きかけを積極的に行い、隣害の早期解消に努めながら用地取得を行っていくこととする。 なお、平成30年度分の9筆は、令和2年3月9日解消している。
過年度分 6筆 平成30年度分 9筆 合計 15筆		

監査対象機関	県土整備部 県土整備総務課 (景観づくり推進室、建設業対策室)	
監査対象期間	平成30年度	
監査実施日	令和元年7月16日、8月26日	
	監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (給与1)		
1) 通勤手当の確認において、駐車料金が減額されているにもかかわらず、通勤届が提出されていないものがあり、人事給与システムによる修正及び正しい処理は行われていたものの、通勤手当認定簿による支給額の改定が行われていなかった。		1) (発生原因の検証結果) 7月の手当確認時に判明した、駐車料金の減額による通勤手当の認定額の誤りについて、通勤手当認定簿の手当額の修正を失念していた。 (今後の対応策等) 当該者に係る通勤手当認定簿は修正済み。 今後は通勤手当認定時にチェック欄を設けることで、再度、確認を徹底し再発防止に努める。

監査対象機関	県土整備部 道路整備課	
監査対象期間	平成30年度	
監査実施日	令和元年7月16日、8月6日	
	監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (収入1)		
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。		1) (発生原因の検証結果) 峡東地域の入札談合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札約金を測定したものの、督促状を送付したが、現在も納付に至っていない。 (今後の対応策等) 今後も関係法令に則り、相手方に対し催告等を行い債権回収に努めていく。
公正入札約金 平成30年度分 先数1件 72,848,160円		

監査対象機関	県土整備部 治水課	
監査対象期間	平成30年度	
監査実施日	令和元年7月12日、8月6日	
	監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (収入1)		
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。		1) (発生原因の検証結果) ③峡東地域の入札談合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令
①河川工事等原因者負担金		

通年度分	先数 1件	35,373,622円
② 雑入（土砂の不法投棄に係る不当利得の返還請求）	先数 1件	122,630,985円
③ 雑入（違約金及び延納利息）	先数 1件	28,329,210円
平成30年度分	先数 1件	28,329,210円

の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を測定したものの。督促状を送付したが、納付されなかった。
（今後の対応策等）
①債権者の預貯金について調査範囲を拡大し、県外の金融機関についても財産調査を実施した。今後も未調査の金融機関について財産調査を実施する予定である。また、債務者名義の土地からの回収可能性を検討しており、引き継ぎ債権の回収に努める。
②相続財産管理人の選任の有無を確認している。また、他に方法がないか調査・検討中である。
③今後とも関係法令に則り、相手方に対し催告等を行い、債権回収に努めていく。

監査対象機関	県土整備部 都市計画課（下水道室）
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月12日、8月6日

監査の結果

謹じた措置

<p>(指導事項) 2件（収入1、財産1） 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①公正入札違約金 平成30年度分 先数 1件 22,889,580円 ②公園負担金 平成30年度分 先数 1件 42,921,589円</p> <p>2) 緑が丘スポーツ公園用地貸付について、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がされていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) ①県東地域の入札談合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を測定したものの。督促状を送付したが、納付されなかった。 ②都市公園法の規定に基づき、原因者に対して原因者負担金を測定したものの。督促状を送付したが、納付されなかった。 （今後の対応策等） いずれの債権も、今後とも関係法令に則り、相手方に対し催告等を行い債権回収に努めていく。 2) (発生原因の検証結果) 担当者が事務処理を把握していなかったため。 （今後の対応策等） 直ちに移動報告書を提出し、公有財産台帳へ登載した。 今後は、公有財産事務取扱規則に基づく事務手続が適切に行われるよう、関係職員に周知徹底を図り、再発防止に努める。</p>
---	---

監査対象機関	県土整備部 建築住宅課（住宅対策室）
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月19日、8月6日

監査の結果

謹じた措置

<p>(指導事項) 1件（収入1） 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①果営住宅使用料 通年度分 341,160,885円 平成30年度分 31,910,040円 合計 先数 970件 373,070,925円 ②果営住宅駐車場使用料 通年度分 2,342,100円 平成30年度分 1,692,600円 合計 先数 202件 4,034,700円 ③果営住宅破損賠償金 通年度分 先数 23件 500,090円 ④果営住宅無断退去者に係る退去修繕費 通年度分 先数 15件 1,414,150円 ⑤果営住宅明渡し不履行損害賠償金 通年度分 先数 4件 1,641,366円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) ①果営住宅使用料 督促状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出し、連帯保証人への納入協力依頼など滞納解消に努めているが、使用料未済となった。 ②果営住宅駐車場使用料 督促状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出しなど滞納解消に努めているが、使用料未済となった。 ③果営住宅破損賠償金 相当な期間が経過した債権であり、処理に時間を要している。 ④無断退去者の退去修繕費 債務者が居所不明であるなど回収が非常に困難である。 ⑤果営住宅明渡し不履行損害賠償金 相当な期間が経過した債権であり、処理に時間を要している。 （今後の対応策等） ①果営住宅使用料 果営住宅使用料の未済については、督促状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出し、連帯保証人への納入協力依頼及び督促、滞納6ヵ月の者に対する契約解除通告等を行い、滞納の解消に努めている。平成24年度からの取組として滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施している。 長期滞納者については、平成16年12月議会から原則毎議会毎に訴えの提起を行い、「滞納家賃の支払いと住宅の明渡しを求める訴訟」を提起し、長期滞納及び不良債権の抑制に取り組んでいる。（平成21年度からは知事専決となり、議会へは報告となっていない。） 平成26年度からは、訴訟対象者（悪質な者に限る。）の滞納月数を9ヶ月以上から6ヶ月以上として取り組んでいるところである。 平成25年度から、従来の民間債権回収会社では出来なかった、督促、回収業務も委託内容に含めた果営住宅退去者滞納家賃等回収業務を弁護士に委託した。また、再任用職員</p>
--	--

も配置して督促強化などを実施する中で、債権回収に取り組んでいる。

さらに、平成28年3月より収納率向上につながる24時間納付可能なコンビニ収納を開始するとともに、平成28年度から2ヶ月滞納者（従前3～5ヶ月）の連帯保証人に対し、納入協力依頼の通知を送付し、督促の強化を図った。

平成29年度からは、弁護士委託に連帯保証人への督促・回収業務を追加、平成30年度、令和元年度においては催告書・督促状書面の見直しを行い、未片した滞納者には福祉保健部局の支援制度につながるよう相談に応じるなど、更なる徴収強化に取り組んでいる。

一方、時効の援用がなされた債権については、適正に不納欠損処理を進めていく。

②県営住宅駐車場使用料
滞納者に対しては督促状の発行や滞納整理ローラー作戦の実施等により滞納の解消に努めている。平成24年度からの取組として滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施している。

今後も、悪質な長期滞納者に対しては、契約を解除し、明渡しを求めると、厳正に対処していく。

県営住宅使用料と同様に平成28年3月より収納率向上につながる24時間納付可能なコンビニ収納を開始するなどし、督促の強化を図った。

③県営住宅破損賠償金
県営住宅を退去する際の入居者負担の修繕費未納に係る賠償金であるが、相当期間が経過した債権であり、債務者が居所不明であるなど、回収が非常に困難であったが、追加調査を実施したところ、26年度までに27名中5名の所在が確認でき、そのうち4名は平成27年8月末に時効の成立により債権が消滅したため、不納欠損処理を行い、1名については現在納付指導中である。残りの22名については引き続き所在調査を行う。

④無断退去者の退去修繕費
無断退去したことから、債務者が居所不明であるなど回収が非常に困難であったが、平成25年度に実施した調査により、当時の対象者33名中、19名の所在を確認し平成28年度までには19名の滞納が解消されている。

残りの対象者14名と平成29年度に発生した1名に対し、債務者、連帯保証人及び相

<p>調査対象機関 県土整備部 中北建設事務所（本所）</p> <p>調査対象期間 平成30年度</p> <p>監査実施日 令和元年5月20日～22日、6月28日</p>	<p>監査の結果</p> <p>（指導事項） 3件（収入2、財産1）</p> <p>1）歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①河川使用料 過年度分 先数 11件 13,169円 平成30年度分 34,356円 合計 先数 3件 817,415円</p> <p>②工事契約解除違約金及び前払金返還利息 過年度分 先数 1件 1,334,000円 平成30年度分 先数 1件 116円</p> <p>③雑入（用地買取代金の返還を求めたもの） 過年度分 先数 1件 1,334,000円 平成30年度分 先数 1件 116円</p> <p>④道路使用料 平成30年度分 先数 1件 116円</p> <p>2）工事契約解除違約金及び前払金返還利息に係る延滞債権管理簿において、平成30年度の収入についての記載が行われておらず、残額の記載が相違しているものがあった。</p> <p>3）取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 76筆 平成30年度分 71筆 合計 147筆</p>	<p>続人に対する所在調査や納入指導を行っており、15名のうち13名については納入指導中、他2名については債務者、保証人いずれも外国籍で所在不明のため継続して調査を行う。</p> <p>③県営住宅明渡し不履行損害賠償金 高額所得者等に対する明渡し請求にもかかわらず、退去に応じない者に対する損害賠償金であるが相当期間が経過した債権であり、債務者が居所不明になるなど、回収が非常に困難であったが、平成25年度までに実施した調査により5名の所在を確認し、1名は不納欠損処理済み、4名のうち3名については本年度も納入指導中である。</p> <p>なお、1名については死亡が判明しているため、引き続き相続人について調査を行う。</p> <p>1）（今後の対応策等） 道路使用料については収納済。 今後とも、未納者への電話による催告や、訪問を継続的にを行い、引き続き債権の回収に努める。</p> <p>2）（発生原因の検証結果） 延滞債権管理簿の記載についての認識が不十分であった。 （今後の対応策等） 適切な債権管理を行うため、延滞債権管理簿について正しく記載する。</p> <p>3）（発生原因の検証結果） 平成30年度分の71筆については、売買契約の締結が年度末であったため、年度内に登記処理を行えなかったものであり、現在、全て登記処理は完了している。 （今後の対応策等） 過年度の未登記案件については、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類</p>
---	---	---

された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。

監査対象機関	県土整備部 中北建設事務所 (峡北支所)
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月16日～17日、6月27日

監査の結果

講じた措置

<p>(指導事項) 4件 (収入2、財産1、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>工事契約解除違約金及び前払金返還利息</p> <table border="1"> <tr> <td>過年度分</td> <td>1,145,556円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度分</td> <td>383,853円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,529,409円</td> </tr> </table> <p>先数 2件</p>	過年度分	1,145,556円	平成30年度分	383,853円	合計	1,529,409円	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>過年度分については、債務者の関係者を訪問し、債務者の所在や保有財産の有無等についての調査を行っており、引き続き調査を行い、全額収納に努める。</p> <p>平成30年度分については、債権回収に努めたが、破産手続が開始されており現時点では回収が不可能であるため、破産手続の完了を待つて対応する。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>立木搬出撤去完了状況の確認及び、物品引渡し時の現地確認については行っていたが、立木搬出撤去完了時及び物品引渡し時に乙(契約の相手方)から提出される書類について提出を促していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに契約の相手方に「立木搬出撤去完了届」の提出と「物品受領証」の交付を指導し、受領した。</p> <p>今後は、契約内容に基づく適切な事務手続を行うために、契約書作成時に当該契約に係るチェックリストを作成し、契約内容及び履行状況を把握した上で事務手続を行うことにより再発防止に努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>平成30年度分の8筆については、売買契約の締結が年度末であったため、年度内に登記処理が行えなかったものであり、現在、全て登記処理は完了している。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>過年度分については4筆を処理しており、今後も引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。</p> <p>4) (発生原因の検証結果)</p> <p>通知することについて契約書に記載はあるものの、乙(契約の相手方)に対して通知の提出を促していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>令和元年度契約の同業務においても業務管</p>
過年度分	1,145,556円						
平成30年度分	383,853円						
合計	1,529,409円						

理者から通知がされていないため、直ちに通知を徴した。

今後は、委託契約書に基づく事務手続が適切に行われるよう、職員や契約相手に周知徹底を図る。

監査対象機関	県土整備部 峡東建設事務所
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月21日～23日、7月2日

監査の結果

講じた措置

<p>(指導事項) 2件 (収入1、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>河川使用料</p> <table border="1"> <tr> <td>過年度分</td> <td>8,976円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度分</td> <td>390円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,366円</td> </tr> </table> <p>先数 2件</p> <p>②工事契約解除に伴う違約金及び延納利息</p> <table border="1"> <tr> <td>過年度分</td> <td>先数 3件</td> <td>805,397円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>先数 3件</td> <td>85,480,290円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度分</td> <td>先数 3件</td> <td>75,952,380円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>先数 6件</td> <td>161,432,670円</td> </tr> </table>	過年度分	8,976円	平成30年度分	390円	合計	9,366円	過年度分	先数 3件	805,397円	過年度分	先数 3件	85,480,290円	平成30年度分	先数 3件	75,952,380円	合計	先数 6件	161,432,670円	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>③峡東地域の入札談合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を測定したものであるが、訪問催告等を行っていないもの、現在も納付に至っていない。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>いずれの債権についても、今後とも訪問による交渉・電話による催告・相続人の調査等を継続的に行うとともに、関係所属との連携を図りながら分納等による債権の回収に引き続き努める。</p> <p>なお、工事契約解除に伴う違約金及び延滞利息過年度分のうち、44,301円については、回収した。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>平成30年度分の49筆については、売買契約の締結が年度末であったため、年度内に登記処理が行えなかったものであり、現在全て登記処理は完了している。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>過年度分は15筆を処理しており、今後も引き続き「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。</p>
過年度分	8,976円																		
平成30年度分	390円																		
合計	9,366円																		
過年度分	先数 3件	805,397円																	
過年度分	先数 3件	85,480,290円																	
平成30年度分	先数 3件	75,952,380円																	
合計	先数 6件	161,432,670円																	

監査対象機関	県土整備部 峡南建設事務所
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月23日～24日、7月3日

監査の結果

<p>(指導事項) 2件 (収入1、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①河川使用料</p> <table border="1"> <tr> <td>過年度分</td> <td>1,807,236円</td> </tr> </table>	過年度分	1,807,236円	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>①平成30年度分収入未済のうち1件、370円については平成31年4月22日に納付済みである。</p>
過年度分	1,807,236円		

平成30年度分 合計 先数 6件 1,904,626円	97,390円	その他の収入未済のうち4名については、訪問や電話連絡等により督促中である。さらに、そのうちの1名については、「債務承認及び納付誓約書」を取り交わし、分割納付をするよう交渉中である。 所在が不明となっている1名については、「山梨県滞納債権処理方針」及び「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に則り、未収金処理の手続を行う。 ②「債務承認及び納付誓約書」を取り交わし、分割納付をするよう交渉中である。 ③納付に応じていない2者については、今後も引き続き、訪問等により納入を督促し、債権の速やかな回収に努める。また、分割納付していた1者については、債務者本人の死亡（平成30年3月10日）を確認し、権利放棄に向けて出納局会計課と協議中である。
②延滞金 過年度分 先数 1件 144,030円		
③工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 3件 423,466円		
2) 取得用地上未登記のものがあつた。 過年度分 700筆		2) (今後の対応策等) 過年度分については、本年度、既に5筆を処理しており、今後も引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能な分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。

監査対象機関 監査対象期間 監査実施日	県土整備部 富士・東部建設事務所 (本所) 平成30年度 令和元年5月29日～31日、7月8日	監査の結果 1) (今後の対応策等) ①、②は同一債務者で、多額の債務を抱えて倒産しており、債権の回収見込みがないため、不能欠損に向け関係課と協議中である。 2) (発生原因の検証結果) 勤務状況システムにおいて時間外勤務を集計する際に、十分な確認が行われていなかった。 (今後の対応策等) 正しい支給割合による時間数を入力し、10月の例月給与と合わせて不足額を支給した。再発防止のため、手当制度及び勤務状況システムの操作方法を確認するとともに、今後は時間外勤務時間の集計の際に複数人で確認を行うこととした。 3) (発生原因の検証結果) システムの入力誤りによりそれぞれ4月分
(指導事項) 4件 (収入1、給与2、財産1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 ①道路使用料 過年度分 先数 1件 10,560円 ②工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 1件 31,636円 2) 月6.0時間超の時間外勤務に係る実績の人事給与システムへの入力において、支給割合の区分を誤り(150/100で入力すべきところを125/100で入力等)、時間外勤務手当を過少に支給していたものがあつた。	課じた措置	
3) 社会保障料に係る雑部金の出納に誤りがあり、残高に過不足が生じていた。		

4) 取得用地上未登記のものがあつた。 過年度分 442筆 平成30年度分 17筆 合計 459筆		で過大な控除となり、1.2月分では過小な控除となつてしまつた。 また、社会保障料納付の際に個人負担控除額の確認を怠つていたため、雑部金の残額に誤りがある状態のまま繰り越されていた。 (今後の対応策等) 社会保障料を過大に控除した分については返還し、過小に控除した分については調査向いにより追加徴収した。 今後は社会保障料納付の際に、各職員から控除した金額と雑部金受払簿の残額について確認を行い、適正な事務処理に努める。 4) (発生原因の検証結果) 平成30年度分の17筆については、売買契約の締結が年度末であつたため、年度内に登記処理が行えなかつたものである。現在、全て登記処理が完了している。 (今後の対応策等) 過年度分については、4.3件を登記済としており、引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき、未登記の解消を図っていく。
--	--	---

監査対象機関 監査対象期間 監査実施日	県土整備部 富士・東部建設事務所 (吉田支所) 平成30年度 令和元年5月27日～28日、7月9日	監査の結果 1) (今後の対応策等) 平成30年度分の未登記14筆については全て登記を完了した。 また、過年度分については「過年度未登記事務処理要領」に基づき、登記可能、登記保留及び登記対象外に分類のうえ、登記可能な案件から解消に向け処理を進めているところであり、今後も早期解消に努める。 2) (発生原因の検証結果) 切り離した後に書損とした用紙(4枚組の1枚)を挟んだままにしていたため紛失してしまつた。 (今後の対応策等) 書損の現金領収書を切り離した場合にはホチキスや糊付け等により確実に簿冊に残るよううな措置を講じることが徹底した。
(指導事項) 2件 (財産1、重点事項1) 1) 取得用地上未登記のものがあつた。 過年度分 193筆 平成30年度分 14筆 合計 207筆	課じた措置	
2) 行政文書の写しの交付に係る現金収納事務において、現金領収簿の書損の用紙は、簿冊のその箇所に残しておかなければならぬとされているが、4枚複写のうち現金領収書及び現金領収通知書について、簿冊に残された書損の用紙に綴られていないものがあつた。		

監査対象機関	出納局 会計課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年8月9日、8月30日
	監査の結果
(指導事項) 1件(重点事項1)	講じた措置
1) 直接収納の取扱について、現金領収簿の受払は、現金領収簿受払簿により会計管理者が管理することとされているが、現金領収簿受払簿が作成されていない。	1) (発生日の検証結果) 直接収納の取り扱いについて定めた昭和43年8月1日付運用通知の内容について、職員の認識が不足していた。 (今後の対応策等) 運用通知に基づき現金領収簿受払簿を作成した。 今後は、取扱通知に基づき、受払簿により現金領収簿を管理する。

監査対象機関	企業局 総務課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月26日～27日、7月29日
	監査の結果
(指導事項) 2件(収入1、物品1)	講じた措置

1) 地域振興事業会計の営業収益について、次とおり納期限までに納付されていない未収金が生じていた。 丘の公園施設利用料 平成30年度分 先数 1件 13,500,000円	1) (今後の対応策等) 平成31年3月29日が納期限であった当該収入未済については、同年4月1日に督促状を発送した。その後、同年4月18日に、債務承認及び分割納付誓約書等による分割納付の申し出を受けたことから、状況に鑑み、同年4月～8月の5期にわたる分割納付を受諾し、いずれも期限内に納付された(4月:1,000千円、5月:2,000千円、6月:2,000千円、7月:2,000千円、8月:6,500千円)。今後も、納期限までに納入されなかった際には、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に關する規則」等に基づき、督促状の送付や催告を行い、滞納償権の収納に努める。
2) 地域振興事業会計の平成30年度に取得した全自動飲用水滅菌装置の勘定科目について、機械装置にすべきところ、備品に区別されていた。	2) (発生日の検証結果) 取得した装置が水道事業で使用するような規模のものではなかったことから、水道事業のように「機械及び装置」の勘定科目に区分する必要はないと誤認していた。 (今後の対応策等) 取得した装置の勘定科目を「機械及び装置」に修正するとともに、今後は、他事業の勘定科目も参考としながら、資産の性質も十分に勘案して区分を行うこととする。

監査対象機関	企業局 電気課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月26日～27日
	監査の結果
(指導事項) 1件(財産1)	講じた措置
1) 企業局財務規程第102条第1項において、無形固定資産の減価償却は、当該帳簿原価の百分の百に達するまで行うと定められているが、電気事業会計において平成30年度に取得したCADソフトなど無形固定資産の固定資産台帳において、償却区分が95%までとされており、減価償却額が相違しているものがあつた。	1) (発生日の検証結果) 無形固定資産の減価償却について、制度の理解が十分でなかったため、有形固定資産と同様の償却区分と誤認していた。 (今後の対応策等) 資産登録を行う職員に対し制度を周知徹底するとともに、固定資産台帳システムの無形固定資産の償却区分の初期値を「100%」に修正する。

監査対象機関	企業局 発電総合制御所
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月14日、6月11日
	監査の結果
(指導事項) 1件(給与1)	講じた措置

1) 住居手当の認定において、契約関係の変更が住居届の提出要件となっており、賃借物件の契約当事者である貸主の変更が生じていたが、住居届が提出されておらず、認定されていないものがあつた。	1) (発生日の検証結果) 各種手当については、本人からの届出に基づき認定しているが、今回の案件は、家賃等の金額変更が伴うものではなかったため、本人からの申告がなかったことによる。 (今後の対応策等) 該当者からは変更の住居届を提出させ、認定を行った。 その他の案件についても確認を行い、併せて、契約内容に変更が生じた場合は、遅滞なく報告(届出)するように職員に周知した。
--	--

監査対象機関	企業局 早川水系発電管理事務所
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月31日
	監査の結果
(指導事項) 1件(工事1)	講じた措置

1) 奈良田第一・第二発電所導水路補修工事において、変更契約内容が山梨県公共事業ポータルサイトで公表されていない。	1) (発生日の検証結果) 公共システムの操作の過程において慣れによる不注意があり、必要な操作を見落とし。 (今後の対応策等) 指導を受けた後、直ちに山梨県公共事業ポータルサイトで公表の処理を行った。 今後は、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理(再発防止)に努める。
---	--

監査対象機関	企業局 石和温泉管理事務所
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月31日
監査の結果	
(指導事項) 1件 (収入1)	講じた措置
1) 営業収益について、次のとおり納期限までに納付されていない未収金が生じていた。 温泉供給収益収入 過年度分 13,622,422円 平成30年度分 3,474,796円 合計 先数34件 17,097,218円	1) (今後の対応策等) 未納者に対して、督促・催告・訪問等することにより、未収金の徴収を行っており、今後も継続して未収金の回収に努める。 また、通常の催告では回収が困難な未収金については、債権回収のノウハウや実績を有する事業者等に昨年度に引き続き、平成31年4月から令和元年9月まで回収等を委託し、未収金の縮減に向けた取組を進めた結果、過年度分 1,486,661円、平成30年度分 3,158,220円、合計 4,644,881円の未収金を徴収した。 未収金の状況(令和元年1月末現在) 温泉供給収益収入 過年度分 12,135,761円 平成30年度分 316,576円 合計 先数15件 12,452,337円
監査対象機関	教育庁 福利給与課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月10日、8月19日
監査の結果	
(指導事項) 1件 (契約1)	講じた措置
1) 単師契約である複写サービス提供契約書において、子定数量及び設置機種が記載されていなかった。また、契約解除に関する違約金条項が単師契約のものとなっていなかった。	1) (発生原因の検証結果) 単師契約に対応した契約書記載事項についての認識が不足していた。 (今後の対応策等) 今年度使用子定の契約書案に当該指導事項を加え、全体の構成も出納局から送出されている契約書ひな型及び同局管理課作成の複写サービス契約書を参考に修正を行い、契約内容によって内容を変更して記載すべき箇所は色付き表示し、記載漏れ記載ミスのないよう課内用のひな型として整備し職員に周知した。 今後は、山梨県財務規則及び各種関連通知等に基づく事務処理が適切に行われるよう、また、決裁ルート職員による起案文書内容の確認について周知徹底を図り、再発防止に努める。

監査対象機関	教育庁 高校教育課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月31日、8月19日
監査の結果	
(指導事項) 3件 (収入3)	講じた措置
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①教育奨励資金貸付金償還金 過年度分 13,653,570円 平成30年度分 620,600円 合計 先数45件 14,274,170円 ②地域改善対策高等学校等奨学資金返還金 過年度分 19,386,842円 平成30年度分 572,250円 合計 先数33件 19,959,092円 ③定時制課程等就学奨励金返還金 過年度分 711,000円 平成30年度分 28,000円 合計 先数9件 739,000円	1) (発生原因の検証結果) 3つの奨学金ともに、貸付者の住所が特定できなかったり、経済状況が厳しく返済が困難な状況が背景に存在する。 (今後の対応策等) 3つの奨学金とも、本年度測定分については、期限までに納入がない者に対しては、文書による督促や電話連絡等により納入を促し、また、過年度測定分についても、電話連絡等により納入を継続して行っていく。 2) (発生原因の検証結果) 貸付者の住所が特定できておらず、連絡がとれない状態が背景にある。 (今後の対応策) 教育奨励資金貸付金の台帳作成に使用した過去のデータを全て拾い出すなどして、当該2名分の債権の情報について調査しているところであるが、未だに内容確認ができていない状況である。 今後も引き続き、保存書類や保存データの調査等を一層進め、未収金回収のための調定手続ができるよう努めていく。 3) (発生原因の検証結果) 本奨学資金は、給付型の奨学金制度である時期が続き、昭和62年10月から、貸付型に切り替わった経緯があり、返済義務があるにもかかわらず、給付されたものと認識していない例も見受けられ、返済への理解が得られていない状況がある。 (今後の対応策等) 借用証書が提出されていない者に対して、借用証書を提出するよう催促しているところであり、今後も交渉などにより提出を促していく方針である。
3) 地域改善対策高等学校等奨学資金について、奨学資金借用書が提出されていないものが34件あった。	